

森大輔法律事務所 News Letter

2018年
6月号
VOL.4

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼って頂ける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 代表弁護士からのメッセージ 弁護士 森 大輔
- P2 特別企画 弁護士対談～弁護士が切る！最新「セクハラ」事情～
- P3 弁護士コラム ～特許権とはどのような権利？～
事務所報① 事務所主催 社労士セミナー開催報告
- P4 弁護士24時～弁護士太田編～
事務所報② 出版物のお知らせ
森代表のゴルフ紀行④

弁護士 森 大輔

代表弁護士からのメッセージ



当事務所は、皆さまの支えもありまして、今月で設立して3年が経過し、4年目に突入いたします。弁護士も現在は5名となり、業務の取り扱い分野も企業法務を中心に幅広く対応できるようになって参りました。今後も、新しい分野にどんどん挑戦していくような、アグレッシブな事務所を目指したいと思っております。引き続きどうぞ宜しくお願い致します。

さて、最近、私は企業法務とは全く別の分野である刑事弁護に取り組みました。もともと、刑事弁護を行うことに抵抗はなく、むしろ機会があれば積極的に取り組んできた分野でもあります。

しかも最近、テレビ（CS放送ですが）で、死刑判決が出るも冤罪の主張がされている「名張毒ぶどう酒事件」のドキュメンタリーを見るなど、私にとっては関心が高まっていた分野でした。

担当した刑事事件の内容について触れることはできませんが、刑事事件を担当するたびに感じるのが、捜査機関側の安易な勾留請求です。軽微な犯罪であり、具体的な逃亡のおそれも罪証隠滅のおそれも無いなか、理由にもならないような抽象的な理由で、安易に勾留請求されてしまうことは非常に怖ろしいことです。しかも、その勾留請求が正当なものかどうか判断すべき機関である裁判所は、ほぼフリーハンドでこの勾留を認めているという実態の怖さです。このような安易な身柄拘束こそ、人権侵害の最たるものではないかと思っております。

刑法の大家でもある平野龍一先生は、「わが国の刑事裁判はかなり絶望的である」と記しております。このような刑事司法に対して、少しでも風穴をあけていくことに努力をすることが我々弁護士の大きな使命でもあろうと、刑事事件を担当するたびに深く思う様になりました。

近時は、勾留決定されたものに対して、裁判所がその勾留決定を取り消すという結果もよく報告されるようになりました。これは、準抗告という手続です。私も2件、この準抗告の手続を採り、勾留の取消しを勝ち取りました。今後も、日本の刑事司法制度が少しでも良い方向に変わればという思いで、微力ながらも引き続き刑事事件には携わっていきたいと思っております。

弁護士が切る！最新「セクハラ」事情

①最近、テレビを見ると「セクハラ」という言葉ばかり。

太田 ハリウッドの大物プロデューサーが女優に対してセクハラをしたことを契機にSNS上でセクハラ被害を告白する「#Metoo」が流行したり、財務事務次官が女性記者に対して「胸触っていい？」と言ったり、某メンバーが女子高生にキスをしたり・・・。

横山 ハリウッドはともかく、財務事務次官と某メンバーの報道に違和感があるんです。両方、権力のある男性が権力のない女性に対して、性的な言動をしているという点では同じなのに、世論は某メンバーを擁護する声が多い一方で、財務事務次官はひどい言われ様ですよ。この2人の報道はどうしてこんなにも違うんでしょう。

②セクハラって何？

太田 では法律家らしく、定義に遡って考えてみよう！横山さん、セクハラの定義を言える？

横山 えっと、『職場のセクハラ』という本（小島妙子著 信山社）によると(1)相手の意に反する(2)不快な性的言動ですよ。

太田 正解。財務事務次官の場合、女性記者は単なる取材対象の男性から政治的会話だけをしたかったのに、「胸触っていい？」と、自分が性的対象として見られているような発言をされてしまった。だから、(1)女性記者の意に反する、(2)不快な性的言動があったといえ、セクハラに該当するね。某メンバーの場合も、女子高生はキスをしたくないのに無理やりキスをされたから、(1)(2)を満たし、セクハラに当たるね。

横山 でも、ニュースだと、某メンバーは、セクハラではなく刑法179条の強制わいせつ罪で問題となっていましたね。

太田 じゃあ、横山さん、強制わいせつ罪を簡単に説明してみよう。



③強制わいせつ罪とはどこが違うの？

横山 13歳以上の者に対しては、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をすると強制わいせつ罪となります。「わいせつな行為」とは、一般人からみて被害者の性的羞恥心を害する行為をいいます。

太田 詳しいことは報道されていないから何とも言えないけど、一般人からすれば、キスをする行為は人前で行うのがはばかれる性愛の表現だから性的羞恥心を害する行為といえ、「わいせつな行為」に当たるんだね。他方、財務事務次官は「胸触っていい？」等と発言しているにとどまっていた、暴行・脅迫を用いていないから強制わいせつ罪が成立しないのは明らかだけど、この発言は「わいせつな行為」に当たると思う？

横山 例えば、飲食店で恋人同士が「胸触っていい？」と会話する場合、一般人からすれば「うわ〜」とは思いますが恋人ならではのコミュニケーションですから、性的羞恥心を害する行為に当たりません。医者が心臓に異常のある女性患者の胸部に聴診器を当てる際「胸触りますよ〜」と言う場合も、一般人は通常の診療行為の一部と捉えられますから、性的羞恥心を害する行為に当たりませんよ。

太田 うんうん。だから、財務事務次官と女性記者の場合も、両者の関係、会話全体の流れや場の雰囲気等あらゆる事情を総合的に見ないと「胸触っていい？」発言が、一般人からみて女性記者の性的羞恥心を害する行為かどうか判断できないんだ。

横山 やっぱ、「わいせつな行為」をしたかがまだ明らかでない時点での財務事務次官への強烈なバッシングは不合理だと思います。

太田 セクハラ対策は国から発信していかなければならないのに、行政機関の幹部があんな時代錯誤な発言をしてしまう点にも、バッシングの原因があるんじゃないかな。

④見るセクハラ

横山 少し話は変わりますが、最近では、相手をジーっと見るだけでもセクハラと言われることがあるみたいですね。

電車の中で自分好みのミニスカートの女性がいた場合に凝視するような行為です。

太田 でも、この場合は、(2)不快な性的言動には当たらないと考えられているから、セクハラは成立しないんじゃないかな。

横山 意識低すぎます！絶対ダメです！！ **太田** う〜ん。なるほどですね〜。



(※この対談は平成30年5月10日に行われたものです)

特許権とはどのような権利？



こんにちは。今回の弁護士コラムを担当させていただく渡邊孝太です。
今回は、特許権について簡単にお話しします。まず、特許権とは、物、方法及び生産方法の発明を対象として国から付与される独占排他権です。そして、独占排他権とは、発明の技術内容が含まれる製品等を独占して製造販売等できる権利です。

ここで、特許権の対象となる発明は、いままで世の中になかった新しい技術や難しい技術のみに限られるものではありません。例えば、日用品でちょっとした改良工夫をしたものなど、意外とあらゆるものが特許権の対象となります。

そして、特許権を取得してしまえば、そのように改良工夫をした製品をご自分で製造販売する場合は、他人に真似されることを牽制しながら、市場を独占することで利益をあげることができます。また、ご自分で製造販売しない場合であっても、その製品の製造販売を希望する会社等があれば、その会社等に製造販売してもらいその代わりに実施料収入をもらうこともできます。

このため、製品としてイメージのできる素敵なアイデアがあり、そのアイデアが世の中の役に立ちそうだな、みんなが欲しがりそうだなと思った場合は、あまり躊躇することなく、特許権の取得を検討されてみてはいかがでしょうか。

もし特許権を取得したい、他人に真似されることを牽制したい、実施料収入をもらうための契約をしたいなどのご相談があれば、お気軽にお問い合わせください。

事務所報① 事務所主催 社労士セミナー開催報告

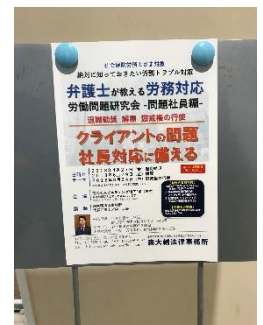
昨年に引き続き、今年も社会保険労務士様向けセミナーを開催することになりました。今回のシリーズは「問題社員編」。法令や過去の事例を軸に、社労士の先生や企業様が、どのように問題社員に対応すべきかを講義させていただきます。

初回の4月27日は「退職勧奨」でした。どのようなケースで退職勧奨が有効か、行うにあたっての事前準備・実施方法など、当事務所が携わってきた事案等を例に、実務的な内容も盛り込みました。質疑応答の時間では、社労士の先生が実際に直面している問題に関する繊細な質問もあり、非常に神経を使う退職勧奨の現場が再認識された次第です。



講義後の懇親会は、セミナーにご参加者いただいた先生のうち、半数以上の方にご出席いただきました。昨年連続でご参加いただいている先生方も多く、顔なじみの和気あいあいとした雰囲気になったと感じています。いつも終電近くまでお付き合いいただいている先生方、本当にありがとうございます。

第二回は6月29日「解雇」、第三回は8月24日「懲戒権の行使」です。双方とも、訴訟などの重大な展開になりかねない高度な法律行為になります。当事務所としましても、全力で準備に取り組んでいるところでございます。ご興味がおありの方は、ご参加も可能ですのでご一報ください。なお、懇親会だけのご出席も受け付けております（笑）。



弁護士24時 ～弁護士太田編～

いつも電話や会議でしか接点のない弁護士。でも弁護士って普段どんなスケジュールで動いているの？そんな素朴な疑問にお答えするコーナー。当事務所の弁護士、太田誉康のある一日です。

- 7:30 起床。
- 8:00 スーツに着替えて家を出る。
近所のカフェで朝食。9:10分頃まで仕事。
- 9:30 出社。前日に整理しておいたタスクリストをプリントアウトして1日の流れを確認。書面・資料のチェック。
- 11:00 前日に完成させておいた準備書面・証拠一式をお客様に見せる前に、もう一度チェック。
- 12:00 電話の対応をしつつ、お客様から頂いた資料を確認して内容証明の起案。
起案した文案を、所内チェックに回す。
- 13:30 お弁当を買に行き、お客様からご依頼のあった契約書をチェックしながら食べる。
- 14:00 午後の裁判期日に向けた準備。期日では裁判所や相手方から質問されるので、前回の期日報告書と今回提出した書面を読み返し、頭に入れておく。
- 14:40 裁判所に向けて出発。
- 15:00 裁判所で期日に出廷。
期日では、今回提出された書面の内容の確認と、証拠関係の原本の確認、今後の進行等の確認等を行う。
- 16:00 事務所に戻ってきて、まずお客様に電話で期日のご報告をし、併せて期日報告書を作成する。
- 17:00 チャットワークでお客様から頂いた質問事項や契約書のチェック等に対応。
- 18:30 チェックに回していた内容証明が戻ってきていたので、修正を行う。
- 20:00 日報を書き、明日の予定を整理してから、警察署に留置されている被疑者の方に接見するため、出発。
- 21:00 警察署で接見。
- 0:10 1時間30分程度接見を行い、帰宅。
- 1:30 就寝。必ず1時30分には寝る（目標）。



事務所報② 出版物のお知らせ

当事務所の弁護士高原崇仁が執筆した共著が、この度出版されましたのでご連絡いたします。

- ・『典型契約の税法務 一弁護士のための税法×税理士のための民法』
日本加除出版株式会社
- ・『改正民法・品確法対応 Q & A 住宅紛争解決ハンドブック』
ぎょうせい

典型契約の税法務



森代表のゴルフ紀行④

今回のゴルフ紀行は、ベトナムです。二日連続にわたってベトナムのダナンでの快晴の中ゴルフを楽しむことが出来ました。ダナンは、海に近いリゾート地として、ゴルフ場も基本的には砂地の上に設計をされているような感じでした。フェアウェイは、日本とあまり変わらない印象でしたが、ラフが砂地に草が生えているようなところが多く、少しでも手前からクラブが入るとバンカーショットのようになってしまい全く前に飛ばないというような非常に難易度が高いゴルフ場となっております。

さて、スコアの方ですが、まず、第一日目は、ダナンゴルフクラブに行きました。常夏の中でのゴルフは本当に久しぶりだったので調子を掴むまでに多少時間がかかりましたが、確か96で回ったかと思います（スコアカードを紛失してしまいました）。第二日目は、ダナンゴルフクラブに隣接したモンゴメリーゴルフリンクスに行きました。二日目はティーショットが微妙でしたが、二打目がキレッキレでスコアはなんとたぶん92だったかと思います（また、スコアカードを紛失してしまいました）。

スコアもまあまあよかったため、あがってゴルフ場で飲んだビールは最高でした。ところが、4人で飲んだビールとおつまみの料金が何と80万！ドン。実は日本円で4000円程度です（笑）。ベトナムの遠征ゴルフ、本当に楽しかったです。



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097